

# Weekly Report

第626日号  
令和3年11月15日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 来年1月から改正される電子取引Q & A

電子帳簿保存法の改正により、請求書や領収書等のデータをメールで受領する場合などの「電子取引」は、来年1月から一定要件の下、データのまま保存する必要があります(書面等による保存は廃止)。

### ◆Q & A

#### Q. 電子取引に係るデータの保存要件は？

A. 真実性の確保(①タイムスタンプが付された後の授受、②授受後速やかにタイムスタンプを付す、③データの訂正削除ができないシステム等を利用、④訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付けのいずれか)、検索機能の確保(取引年月日、取引金額及び取引先を検索条件として設定等)、見読性の確保(ディスプレイ等の備付け)の要件を満たす保存が必要となります。

#### Q. 電子取引で受け取った請求書と同じ内容のものを書面でも受領した場合は？

A. 正本を保存すれば足りるので、書面を正本として取り扱う場合は、書面の保存のみで足りる。

#### Q. データを保存するシステムがない場合は？

A. 「訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を備え付けた上で、授受したデータファイル名に取引年月日、取引先、取引金額を入力する方法や、表計算ソフトで検索簿を作成する方法があります。

#### Q. 来年1月以後、電子取引に該当するデータを書面で保存していた場合は？

A. 青色申告の承認の取消対象となり得ますが、取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、取引情報の内容がデータ以外から確認できる場合には、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、経費として認めないと判断されるものではありません。

## 55万円又は65万円の青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者は、正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳し、貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して、その年の確定申告期限(翌年3月15日)に提出している場合は、原則55万円の青色申告特別控除を受けることができます。

また、これらの要件に加え、①e-taxによる電子申告、又は②電子帳簿保存のいずれかを行った場合は、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

なお、還付申告書等を提出する方でも、55万円又は65万円の青色申告特別控除を受けるには、確定申告期限までに申告書の提出が必要です。

## 来年の裁判員候補者名簿登録者への通知

裁判所は今年16日に、令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」を送付します。

国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度では、1年ごとに裁判員候補者名簿を作成し、その名簿の中から事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれるため、名簿に登録された段階では必ずしも裁判員になるわけではありません。

なお、辞退事由がある場合などは同封の調査票を提出します。